

令和6年6月7日 開会
令和6年6月20日 閉会
(定例第3回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第72号

令和6年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月20日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年6月7日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君	加 藤 学君
荊 尾 芳 之君	滝 山 克 己君
米 澤 睦 雄君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
細 田 元 教君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第3回（定例）南部町議会会議録（第1日）

令和6年6月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月7日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第45号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第47号 財産の処分について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第45号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第47号 財産の処分について
-

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君

9 番 仲 田 司 朗君	10 番 板 井 隆君
11 番 細 田 元 教君	12 番 亀 尾 共 三君
13 番 真 壁 容 子君	14 番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田 子 勝 利君 書記 高 雄 勇 飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	教育長	福 田 範 史君
病院事業管理者	足 立 正 久君	総務課長	田 村 誠君
総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君	企画政策課長	松 原 誠君
デジタル推進課長	岡 田 光 政君	防災監	田 中 光 弘君
税務課長	三 輪 祐 子君	町民生活課長	渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長	芝 田 卓 巳君	教育次長	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君	病院事務部長	畑 岡 宏 隆君
健康福祉課長	前 田 かおり君	福祉事務所長	泉 潤 哉君
建設課長	岩 田 政 幸君	産業課長	藤 原 宰君
監査委員	坂 口 正 治君		

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和 6 年 6 月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

町内の多くの田んぼで田植が終わり、水面の早苗が風に揺れるのどかな景色が夏の訪れを告げる 6 月は、大雨による災害が発生しやすい時期でもあります。今年は梅雨入りが遅く、明けは平年並みと言われる一方で、期間中の降水量は多いと予測されており、短期集中型の梅雨となりそうです。近年の自然災害は一極集中、被害は拡大傾向にあります。これまで以上に地域の防災意識、自助・公助・共助の連携を図っていただきたいと存じます。

さて、本定例会におきましては、補正予算をはじめ3議案の御審議をいただく予定としております。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長から説明がございますが、多くの解決すべき課題を抱える当南部町にあって議会の果たすべき役割はますます重要となってきております。町民皆様の負託に応えるべく、全ての議案に対しまして慎重審議、活発かつ前向きな議論をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 議員各位におかれましては、令和6年第3回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開会できますことを心から御礼を申し上げます。

さて、広報なんぶをはじめ、各報道によって既に御存じのことと思いますが、南部町出身で現在NTT東日本に所属する古田直輝さんがパリ2024オリンピック競技大会、ローイング競技日本代表に内定されました。南部町では1968年のメキシコシティーオリンピックに、同じくボート競技に当時同志社大学4年在学時に出場された福益敏さんに次ぐ2人目のオリンピック出場です。古田さんは、西伯小学校2年生でお兄さんの影響で米子漕艇クラブのジュニアに入ってから以降、ボート競技を続けてこられました。高校、大学と国内トップアスリートとしてアジア大会優勝や世界選手権出場をしてこられました。東京オリンピックでは世界最終予選でいま一步オリンピック出場に届きませんでした。

5月に南部町に帰られた際に、生まれ育った南部町の自然環境のよさと、いつも応援していただくふるさとの皆さんに感謝を述べられていました。ワールドカップ出場のため、ヨーロッパに旅立つ合間の大変忙しい日程の中でしたが、ぜひオリンピック後にはゆっくり時間の取れる帰省をしていただき、南部町の小・中学生にオリンピックの話をしてもらいたいと願っております。ぜひ南部町を挙げて応援し、すばらしい成績を期待したいと思います。

3月議会以降の火災や災害について、消防団の出動はございませんでしたが、5月25日には日野川河川敷で国土交通省中国地方整備局主催の日野川総合水防演習が行われ、国土交通大臣にも出席いただき、水防技術の訓練が行われました。南部町消防団は堤防からの漏水対処法として月の輪工法に取り組みました。

また、去る6月2日日曜日に行われた西伯郡消防操法大会に南部町消防団から西伯第3分団が小型ポンプの部に出場し、入賞は逃しましたが、日頃の訓練の成果を存分に発揮し、立派な操法を披露してくれました。訓練で培った技術で南部町住民の安全を守りたいと大会終了後に力強く

語っていただきました。大変お疲れさまでした。

南部町でも今月6月29日に、豪雨時期に備えた防災訓練を予定しております。振興協議会、各集落で参加できない皆様にはこの機会にぜひ御家族と水災害への備えを話し合っていたいただきたいと思います。特に6月、7月は梅雨前線による集中豪雨、線状降水帯に警戒する時期を迎えます。町民の皆様にお配りしたハザードマップをいま一度御家族で確認いただき、お住まいの地域が土砂災害や浸水のリスクがあるのかを確認いただきたいと思います。そして、ふだんから避難場所を2か所以上話し合っていて決めておき、避難の際には隣近所もぜひ誘っていただきたいと思います。南部町では防災監に加え、経験豊富な防災アドバイザーも配置しておりますので、各集落や振興協議会などの防災訓練等にお気軽にお声をかけてください。

次に、人口動態について御報告いたします。3月1日から5月末の間に出生された方は14人、お亡くなりになった方は47人でございました。御冥福をお祈りしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。5月末現在の人口は、1万179人でした。高齢化率は38.90%、5月末現在の今年度の出生者は8人でございます。前年同期と比較しますと、前年人口は1万310人、131人の減、前年高齢化率は38.53%でございましたので、0.37ポイントの増加、出生数では1人の減でございます。

本定例会におきましては、令和6年度一般会計補正予算など3議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、ぜひとも全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶とします。よろしくお願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和6年第3回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、荊尾芳之君、4番、滝山克己君。

日程第２ 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、１４日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１４日間と決定いたしました。

日程第３ 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第４ 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第４、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

まず、中国横断新幹線整備推進会議について報告を行います。

５月１３日、松江市内のホテル白鳥において、中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議総会が開催され、５つの議案を審議し、いずれも全会一致で承認されました。

まず、令和５年度の事業報告では総会及び研修会、２回の国に対する要望活動、そして当町にも設置された伯備新幹線ＰＲ看板やポスター掲示並びに自治体の行政広報による機運醸成事業の実施、また収入総額５４７万１，０００円余り、支出総額２８２万５，０００円余り、差引き２６４万５，０００円余りを次年度へ繰り越す決算が報告されました。

次に、令和６年度事業計画案では前年同様の活動に加え、プロモーション動画の作成やデジタルサイネージでの放映、ＳＮＳでの情報発信等機運醸成事業の強化策が提案され、それらに伴い機運醸成事業費を増額した総額５４７万２，０００円余りの予算案が提案されました。

最後に、伯備新幹線の法定調査の早期実施と次期整備計画への格上げ、並行在来線を経営分離しないこと、地元負担の見直しなどを決議し、閉会となりました。

次に、西部広域行政管理組合関連の２件の報告をいたします。

西部広域行政管理組合議会のごみ処理施設等調査特別委員会が５月２４日に開催されました。これは新たな中間処理施設の建設予定地となっている彦名校区自治連合会から、用地選定委員会

の審議に利害関係者が委員として加わっていたことに関する意見書が提出されたことを受けて、用地選定の公平性や除斥等の法的問題、当該委員の影響の有無等に関する審議を行うために設置された意見調整委員会の審査結果や提出された意見書の内容、そして今後の対応についての報告でありました。

意見調整委員会より提出の意見書では「当該委員が利害関係者であるとし、調査対象地の報告を受けた後の審議に当該委員が加わったことは除斥規定に抵触する。用地選定の過程において当該委員が影響を及ぼしていなかったと積極的に証明する事実が見いだせないため、用地選定の答申を有効と解することはできないこと。また、適法性を確保するため、用地選定委員以外の者で構成する第三者委員会を設置し、第４回以降の審議をやり直すなど、何らかの措置を取ることが必要である」とされています。

この意見書提出を受け、組合では学識経験者による第三者委員会を設置し、用地選定委員会による選定結果について、候補地評価基準の妥当性、最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法、最終候補地評価に基づく建設候補地の順位づけの基準などを再検証する予定であるとの報告を受けました。

次に、この特別委員会を受け、５月３１日には臨時会が開催され、第三者委員会による検証事業に要する経費３０万円を計上する補正予算案が提案され、全会一致で可決となりました。

次に、中国横断自動車道岡山米子線整備促進期成同盟について報告をいたします。

５月２９日に、米子市の国際ファミリープラザで開催されました中国横断自動車道岡山米子線、蒜山インターから境港間、整備促進期成同盟会総会の報告をいたします。

まず、令和５年度に実施された総会や総決起大会、国土交通省等への４回にわたる要望活動、スタンプラリーその他ＰＲ活動の報告、支出総額１８９万４，０００円余りの決算報告がありました。続いて、前年同様の事業計画、支出総額２３３万１，０００円の予算案が提案され、最後に事業の早期実現を求める要望書案が提案され、いずれも全会一致で承認されました。

以上で議長からの諸般の報告は終わります。

なお、詳細につきましては、会議資料等を議会事務局において閲覧に供しておりますので、御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

副議長、板井隆君。

○副議長（板井 隆君） １０番、板井隆です。去る５月２１、２２日に、全国町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、景山議長と参加をしましたので、報告をいたします。

初日は東京国際フォーラムで、参加者は約2,000人でありました。

研修では、大正大学政治学博士の江藤俊昭氏による「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～」と題しての講演でした。

3つの危機とは、増加する無投票、定数割れと潜在的な成り手不足、これは全町村議会の危機である。次に、多様性を欠く議会では二元代表制の趣旨が損なわれる、これは町にとっての危機。そして、度重なる無投票が地方自治の弱体化を招く、これは都道府県、国にとっての危機であるとの内容でした。

それぞれの町議会の対応としては、議会の取組として意思の明確化により決議等を上げ、意識改革を促す。また、住民との意見交換会や広報等での問題意識の共有が必要であるとのことでした。議員の成り手不足について町と連携して取り組む必要性と、県、国に対しては支援の要請等、幅広い協働が必要であるとの内容でありました。

続いて、弁護士、帖佐直美先生による「ハラスメントー自治体議員が注意すべきポイントー」と題しての講演でした。

選挙で選ばれた良識の人としての自覚を持つことが必要であるが、住民や職員に対するハラスメント事案などの実例を挙げながらの講演で、現実に住民の信頼を損ねた事例も発生している。対応として、町職員や議員間、さらに住民相互のハラスメント防止に関する条例を制定する議会も多く存在して、我が議会も条例制定の必要性を感じた講演でありました。

最後に、慶應義塾大学政治学科教授、谷口尚子氏の「将来の地方議会を担うのは誰か？一若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現ー」と題しての講演でありました。

多様な人材が参画する地方議会を実現するためには、今から若者や女性など、幅広い人材を議会へ参画する機会をつくる。議員の成り手不足解消に向けて、一長一短では解決しない。今から積極的に取り組むことの必要性があるとの講演でありました。

翌日は、宿泊施設でもあった全国町村会館で鳥取県町村議会議長・副議長研修会が行われました。

講師として、内閣府健康・医療戦略推進事務局参事官で、2011年から3年間、鳥取県の福祉保健部長寿社会課や障がい福祉課長を務められた日野力氏による「今後の健康・医療・介護政策に関して知っておくべきこと」と題しての講演を受けました。

冒頭、南部町での講演会の後の食事ですべてのスッポンを食べ感動し、南部町には大変お世話になったことの前段がありました。

講演では、今後、人口減少によって労働力が逼迫する社会が到来する。併せて医療・介護ニー

ズも変化をしていく。鳥取県各町村別の人口に対する要介護者数の試算データを検証された資料を頂きながら講演を受けました。南部町の場合、2020年の要介護者、20歳から64歳、65歳以上の人口それぞれを100とした場合、2050年には要介護者は99.4、65歳以上の人口は73.6、20歳から64歳の人口は55.7で推移するとの結果でありました。

今後、暮らしを支える手段として、要介護者は横ばいで65歳以上の高齢者は若干減るが、現役層は半分近くも激減する。家族介護はデメリットが大きいので、将来的な対策として例えば集落内で家族を交換することで、介護保険を利用しながらお互いの家計を支える方法も今後の対策として考慮すべきで、将来を見据え、何をすべきかを議論を進める必要性であることとの内容で、本当に身に迫る講演を受けてまいりました。

以上、全国町村議会議長・副議長研修会の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会の報告を受けます。

南部箕蚊屋広域連合議会議員、真壁容子君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（真壁 容子君） 真壁です。南部箕蚊屋広域連合議会臨時会の報告をいたします。

去る5月28日、令和6年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会が開催されました。

案件は1件でした。監査委員の選任です。臨時会では任期満了に伴う監査委員の選任について提案があり、南部町の代表監査委員でもある坂口正治氏が選任されました。

以上で南部箕蚊屋広域連合議会の報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 続いて、日本海政経懇話会への参加報告を受けます。

仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 新日本海新聞社主催の日本海政経懇話会2024西部例会が4月22日月曜日、ANAクラウンプラザホテル米子にて開催され、出席しましたので、報告いたします。

講師の先生は、経済アナリストで日本金融経済研究所代表理事の馬淵磨理子氏で、「日本経済の見通しと企業の取るべき戦略」について講演され、聴講しましたので、報告いたします。

講師の先生は京都大学公共政策大学院修士課程を修了し、トレーダーとして法人の資産運用を担われ、企業価値向上の研究を大学と共同研究されている方でございます。また、コメンテーターとしてテレビ、ラジオにも出演されている方でございます。

日本経済の復活の鍵としてリスク管理や企業統治（ガバナンス）を前向きに捉えることを上げられ、社員のアイデアを取り入れて実行するため、リスクはあるがやってみようという経営者の

判断と周囲のサポートが必要だと強調されていました。

また、成熟した資本主義社会ではSDGs、これ持続可能な開発目標やDX（デジタルトランスフォーメーション）により効率化をしながら社員のやりがいや活躍のための道具として活用すべきとも言われておりました。

リスク管理を社員自ら考える手法として、中小企業向けに国が認定する簡易版BCP（事業継続計画）の活用を薦められ、対外的に発信することが企業競争力につながると、ある中小企業の例を出しながら力説されていました。

日本は今、企業には成長だけでなく多様な価値観への対応が求められていて、経営者の意思決定がさらに重要であると指摘されていました。このような考えは企業だけではなく行政にも当てはまるのではないかと講演を聞きながら感じた次第でございます。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第45号 から 日程第7 議案第47号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第5、議案第45号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第47号、財産の処分についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第45号から日程第7、議案第47号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第45号の御説明をいたします。議案第45号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは省令の一部改正に伴い、条例改正を行うものでございます。一定の条件を満たした認定事業者に対して課税免除または不均一課税を行った場合に、国が行う地方交付税による減収補填

措置が2年間延長されたため、当該条例に係る所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、議案の第46号を令和6年度南部町一般会計補正予算書（第2号）によって説明したいと思います。皆様、画面の準備よろしくお願いいたします。

議案第46号

令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177,892千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,384,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月 7日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和6年6月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

それでは、まず、4ページを御覧いただきたいと思います。地方債の補正でございます。第2表、地方債補正です。1、追加として、農村地域防災減災事業は、限度額1,020万円。その下段の単県斜面崩壊復旧事業は、限度額840万円。起債の方法、それから利率、償還の方法は、記載のとおりでございますので、御確認お願いします。

次に、予算書のページ、8ページを御覧ください。よろしいでしょうか。8ページ、歳出予算から主なものを説明したいと思います。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は9,691万3,000円増加し、4億6,747万6,000円とするものです。これは令和6年分の所得税及び個人住民税の定額減税の恩恵を十分に受けられず、かつ低所得者支援の給付

金の対象にならない所得層の方に対して定額減税を補足する給付金を支給するというものでございます。

同じく9目です。9目企画費は96万8,000円増額し、5億1,911万3,000円とするものです。96万8,000円のうち、9ページの頑張れ！ふるさとの輝き応援事業として、本年7月にパリにおいて開催されるオリンピックへの出場権を獲得した町内の出身者に対して大会での活躍を祈念し、報奨金を交付するものでございます。

同じく9ページの14目です。合併記念事業費として797万8,000円増額するものです。これは町制施行20周年を迎えるに当たり、記念式典等の事業を実施するものでございます。

同じく4項選挙費です。3目町長・町議会議員選挙費は37万2,000円増額し、1,593万円とするものでございます。これは町長・町議会議員選挙における投票立会人について、オンラインによる立会を実施するために必要な機器等を整備するものでございます。

次に、ページが飛びます。議案書の11ページを御覧ください。11ページは、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費は250万円増額し、5,032万8,000円とするものです。これは有害鳥獣侵入防止柵等の購入申込件数が想定を大幅に上回りました。そのため、必要な経費を増額するというものでございます。

次に、7款です。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費は212万2,000円増額し、8,574万8,000円とするものです。これは集落間をつなぐ委託路線除草作業、ふれあい道路サポート事業委託でございます、において近年の物価高騰を考慮して委託費単価を増額するというものでございます。

次に、ページ飛びます。13ページを御覧ください。13ページ、10款災害復旧費、3項単県斜面崩壊復旧費、1目単県斜面崩壊復旧費は、2,100万円増額するものです。これは風雨により被災を受けた急傾斜地について、従前の機能を回復するために復旧工事を行うというものでございます。

次に、歳入のほうを御説明したいと思います。ページのほうに戻ります。6ページを御覧ください。6ページ、よろしいでしょうか。まず、枠囲みの3段目です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は9,691万3,000円を増額し、2億4,671万3,000円とするものです。これは定額減税を補足する給付金に対する国庫補助金でございます。

次に、15款県支出金です。2項県補助金、7目災害復旧費補助金は、840万円増額するものです。これは単県斜面崩壊復旧事業に充当するための県補助金でございます。

次に、7ページを御覧ください。18款繰入金です。2項基金繰入金、4目さくら基金繰入金

は797万8,000円増額し、4,330万8,000円とするものです。これは町制施行20周年記念事業に充当するものでございます。

次に、21款の町債です。1項町債、7目災害復旧事業債は、840万円増額するものです。これは歳出予算にて御説明いたしました単県斜面崩壊復旧事業に充当するための起債でございます。

次に、ページが飛びます。14ページを御覧ください。14ページは、給与費明細書となっております。給与費明細書の1、特別職です。令和6年3月定例会において可決されました南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う議員報酬等の増額と、町制施行20周年記念事業における表彰審議会委員の委員報酬の増額でございます。給与費と共済費の合計でございますけれども、これは443万9,000円の増額となります。

次に、15ページを御覧ください。2の一般職です。2、一般職の給与費についてですが、全てこれは会計年度任用職員に関するものでございます。定額減税補足給付金に係る新規雇用と勤務条件の変更等によって人件費の増額を行っております。給与費と共済費の合計は、442万5,000円の増額となります。手当の内訳についてですが、これはお読み取りいただきたいと思っております。

次、最後になりますが、17ページを御覧ください。17ページですが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせて、59億1,251万円でございます。

以上となりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○町長（陶山 清孝君） 引き続きです。議案第47号をお開きください。よろしいでしょうか。財産の処分についてでございます。

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産、土地の詳細は、別紙に記載したとおりでございます。面積合計は、17万1,011平米。処分目的は、契約の相手方が工場用地として利用するためでございます。処分価格は、6,630万円です。処分の方法は、随意契約。契約の相手方は、鳥取県米子市両三柳2360番地8、株式会社ミヨシ産業、代表取締役社長、谷野利宏。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

なお、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うことになりますので、総括的な質疑のみをお願いいたします。

議案第45号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第46号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 何点かお聞きします。初めての新規事業の件です。事業説明書の2ページと、それと6ページと、それと8ページが新規事業ですね。これについて、詳しくは委員会でお聞きしますけども、大きな流れとしてお聞きします。

まず、2ページですね。定額減税補足給付、これは今、政府がすごく力入れてますけども、市町村の負担がすごく大変だということですが、対象者が2,300人。この2,300人っていうのは南部町の町民の家庭の所帯では大体何%ぐらいなんでしょうか。

それと、応援団はいいですね、頑張ってもらいたいと思います。

この後、6ページの20周年記念事業。詳しくは委員会でお聞きしますけど、大まかに功労者への表彰とか記念誌発行ってありますが、事業内容は。どのような方がどのようなことでされるのか、どういうことであるのか、詳しくはちっちゃいのは書いてありますが、項目ごとに。どういう、大きなちょっとイメージが湧きませんので、それを教えていただけますか。

それと、8ページの生活困窮世帯に対する光熱費助成。これはもう初めてでなくて、これは毎年、毎回議会で生活困窮者に対する光熱費の補助っていうのは今までもありましたが、これを受けた人以外か、それとも全員なのか、186所帯になりますけども、今までもらった人はもらえないのか、それとも新たな人なのか、ちょっとそげな分、初めて新規事業だけ教えてもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、新規事業、先ほどの2番目、町制施行20周年記念事業についてお答えいたします。

まず、10周年でも記念事業を行いました。そのときも表彰を行っておりますが、この表彰については南部町の表彰条例というものがございます。この表彰条例に従って表彰審議会を設けます。その表彰審議会の中で表彰の特別功労表彰であったり、功労表彰であったり、それから善行表彰というようなところで各種団体に表彰者候補というのを募らせていただいて、その中で表彰者を選定し、今回の20周年の記念事業の中で表彰させていただくというところが大枠でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。定額減税の2,300人の人数に対して何割かということですが、世帯ということではなくて納税義務者数、これは均等割も含めて住民税を納めている方がこの集計をしたときに8,354人おられました。そのうち2,300人ですので、3%部分が対象となっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長です。生活困窮者に対する光熱費助成ですが、この助成は鳥取県の補助金を活用し、令和4年度から光熱費の急激な値上がりに対して給付してきたものです。一時的な激変的な状況ではなくなった現在や、ほかの市町村などの状況を見ながら今年度は補正を検討する中で対象者を見直し、生活保護や特別児童手当をもらっている方の必要である世帯に対して給付するものであります。新たな方でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。すみません、先ほど「3%」と申しましたが、「約27.5%」になります。申し訳ありませんでした。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1点目、定額減税の補足給付金9,691万3,000円です。詳しいことは委員会でお聞きするとして、今回この定額減税をめぐる住民のほうからもういつ支給されるとか、どのような対象になるのか、自分にはそれが該当するのかっていうようなことがあるわけです。

今回、この事業説明の中で書いてある特に給付時期の問題等があるんですが、そのことを少しここで説明していただけないかということです。住民に対してこの定額減税の補足給付金がどのような日程で行われて、誰を対象にしているのかっていうことを住民にも分かるようにちょっとここで説明していただけないか。そのときに、私は今、事業説明書を見て質問しているのですが、先ほど課長が述べられた低所得者支援の給付対象にならない所得層に対して今回定額減税される

ということなんですけれども、低額所得者の支援のための給付対象の方々にはどのような対象をしたのか、するのかというところ、ここもよく問合せがあるんですよ。それについてもどのようにしたのかということを含めてちょっとお述べいただきたいというのが1点です。

2点目は、先ほどの町の合併後20周年の記念事業で800万近くのお金が出されているんですけども、町長、住民とともに合併20周年を祝おうということになれば、全町民に対してどのような働きかけをするのかということがやはりその柱になればならないと思うんです。今回の内容見る限りでは招待者約100人ですか、それと表彰も大事なことだと思うんですけども、金額等は限られてくる中で大変だと思うのですが、しろと言ってるわけではないんですよ、観点として合併20周年を祝うということは、全町民が共にまちづくりをしてきたという観点から、どのように全町民と一緒に祝ってもらってそれをお返ししようとしているか、町長の意見をお聞きしたいと思います。

3つ目が、今回、商工振興支援事業の中に上がっております280万です。これは中身を見ると、たすか一どの運営に対する補助額を増やしてほしいということでの280万だというふうに理解しております。

町長にお聞きしたいのは、このたすか一どが始まって半年近くになるんでしょうか、11月。賛否両論、議員としては聞くわけですよ。とりわけ賛成の方はいいですよ。反対というか、どのようにもう一回使って、チャージ、その分だけ使ってもう使っていないんだってという声の中に、一つは買物に行く場所がやっぱり限られてしまうと。特に会見地域の方々には伯耆町のほうに買物に行くので、このたすか一どを持ってもなかなか場所がないとか、若い人は米子に買いに行くので、こんなん要らんわといってお母さんに預けたとか、そういうふうに聞くんですね。

課題がどこにあって、今後これを定着させていって、効果高めるためにはやっぱり使ってもらわないといけないわけですよ。町長は今の住民の声をどのように認識されて、どんな課題があって、住民にぜひここにしっかりとたすか一ど使ってほしいというふうに呼びかけるわけですか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まず、合併20周年についてお答えをいたします。5年、10年と2回これまで南部町では式典をやってまいりましたが、一番大事なのは南部町の歴史や、これまで取り組んだ20年間のデジタルアーカイブにしろ、紙にしろ、残してこなかったということにあります。これまでの20年間の歩みをきちんと次世代に残す、20年の歴史をきちんと残すということに大きな意義があると思います。

さらに申し上げれば、これまで南部町政に非常にしっかりと御尽力いただいた皆さんもたくさんおられます。この10年間、表彰等をしてきませんでした。残念ながらお亡くなりになられた方等もごさいます。この20年を機会にぜひともその感謝の気持ちをお伝えし、御労苦に応えたいと、このように思ってる、この2点が一番大きなところでございします。

たすか一どについても御質問いただきました。たすか一ども確におっしゃるとおり、今回の一般質問でもありますけれども、あるところではおたすけくんという訪問販売者が、電波が入らないためにここではカードが使えないというお話も百歳体操で御意見を聞いて回ったときにお聞きしました。もう少し場所を変えればできるということで、それは対処の方法もあるとお聞きしましたけれども、全てが全てのそういう対処にならないと思っております。

一番大事な点は、昨年県内で大きな激震が走りました。農協系のスーパーが大きく撤退することになりました。これはひとえにやはり私たちの暮らしの中で地域の身近にある買物の場所というものに対して、もう一度そこに暮らす人たちがどんな向き合い方をするのかといったことも課題として投げかけられたのではないかと考えています。利用しないものは朽ち果ててしまいう、なくなってしまうということが改めて確認されたわけです。したがって、医療であったり、そして買物であったり、このようなものはやはり皆さんとともに身近なところで使い続けることが一番重要なことであり、それに対して例えば交通手段がないとか、なかなか行けないわといった方に対して私どもがやってみようようなバスを極めてタクシーに近いような形にするバクシーのような仕掛け、こういうものを皆さんと使いながら生活に必要な医療、そして買物、こういうものを残していく、そのために一部の支援をしていかなければならないだろうと、こういう考えにのっとっております。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。真壁議員から御質問のあったまず給付時期ですが、現在住民税というか、税務のシステムを改修しております、その改修が6月の下旬に終わります。そこから対象者の方をリストアップしていろいろ確認書等を整えますと、8月の上旬に対象者の方に確認書というものを、その方の振込口座だとか、その方の給付金の額は幾らになるかということを書いた確認書を送らせていただいて、その後、振込口座が分からない方については確認書を返送してもらいますし、口座が分かっている方はもう通知段階で即振込手続に入りますので、早くて9月上旬には給付をさせていただきたいと思っております。これはあくまで今、予定でございます。

それから、どなたが対象になるかということですが、先ほど予算の説明のときに総務課長も申

しましたが、定額減税をし切れない方、その定額減税という額が住民税につきましては1万円の本人さんとその方が扶養されている人数を掛けた額、所得税のほうは3万円と、あとその3万円対象になる本人さんと扶養親族を掛けた人数になります。そこから今回の調整給付につきましては、所得税は令和6年分の推計所得税額、この推計所得税額というのは何を使うかっていうと、令和5年分に納められた所得税を基にして調整給付の額を計算します。

そして、住民税については今月6月に普通徴収、所得割額が分かる納税通知を発送しますが、その段階で定額減税をし切れてない方には対象となります。ただ、ちょっとここで言葉で説明してもなかなか自分が対象になるかどうかは不明だと思いますが、確定申告されている方は申告書の所得税額を見ていただいたり、あとは今月配ります、納税をお願いします住民税の課税明細書等を見ていただいて確認をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、定額減税のほうから。この間の臨時議会でも同じことを聞いて一緒にことを答えてもらって申し訳ないと思っていますが、それぐらい問合せがあるんですよ。それで、住民の方がもし自分が対象かどうかっていうの、最終的には8月に送ってくる給付確認書が来て初めて自分が対象者で分かるっていうこと、これ確かですね。ただ、その給付確認書もらった方が直接連絡しなくっても、振込先が違ってない限りは何もしなくっても入ってくるんだと、こういうこと、こういう解釈でいいですか。

対象者になられた方は、恐らく2,300人のうちの方々に給付の確認書が来ますよ、それについては何の反応しなくともお金は入ってきますよ、こういうことでいいわけですね。その中にきっと振込先が違うところについては自分でしないといけなければもということ、対象者の住民としては基本的にすることは何もないと、こういうことでいいのですかっていうこと、それが8月に来て、給付されるのは9月以降になるのではないかという予定だということによろしいでしょうか、聞いてる方もいらっしゃるね。

それと、もう一つは、低所得者支援の給付対象にならない所得層とは、もう一度ここで説明してもらえますか。どういう対象の方々に、この方々にはどういう手だてを打ったのかっていうことについてちょっと説明をしていただければ分かる人も多いのではないかと思いますので、すみませんが、よろしくお願いします。

次の点は、20周年記念事業。町長のおっしゃることも、一生懸命頑張ってきた方に表彰も分かるし、紙ベースで残してこなかったのをそれを残したいと。たしか10年目のときは残さなかったんですね。そうですね。だとすれば、町長はこの20周年で住民とともに祝って、住民とと

もにこの町の在り方を再確認するためには、町民と一緒にこの記念誌を作ることによって住民に還元していききたいというふうに考えているわけでしょうか。とすれば、どのようなものを作って、その配布はどのようになるのでしょうか。なかなかこの記念誌を作ろうと思ったら、以前にもこれぐらい分厚いのありましたよね。結構時間かかったんですよね、実行委員つくって。そのような動きをしているのでしょうか。それもお聞かせ願いたい。住民と一緒に祝おうという中で住民はこの20周年をどのようにして迎えようとしてるのかということですよ。それについて町長の考えをお聞きしたい。

もう一つの最後のたすか一どについても説明はよく分かりましたが、町長にお聞きしておきたいのは、このたすか一どによって例えば住民への利益というよりは町内での事業者の応援っていう意味合いが、側面が大きくあるわけですよ。このたすか一どがこの事業者の、いわゆる自分たちが事業を続けていくかどうか、まだこれ寄ってない方もいらっしゃるんですけど、その方々のどのような励みになっているとお考えですか。成果はあるとお考えですか。どれぐらいになったら目に見えて成果があるというのでしょうか。ちょっとその辺の考えをお聞かせ願えませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まず、記念誌ですけれども、町史のような大がかりなものはやはり3年ぐらいの年数が必要ですので、町史をこれから例えば合併30年だとか40年だとか、そういうときに町史を作ったときのきちんとデータがあって、それを基にしながら過去の出来事をきちんと町史に残すための一つの資料として意味合いが今回作る記念誌にはあると思っています。デジタル上でも残す必要があるだろうと思ってます。したがって、町民全員にお配りするような規模を今のところは考えていませんけれども、そういうお声があればそのようなことにしたいと思ってます。デジタル上で見られるようなもので済まそうという考えを今はしております。皆さんのお声が、ぜひ町民にも配るべきだというお声があれば、これは町の20年という節目でございますので、改めて考えていきたいと思ってます。

それから、たすか一どの分析についてはこれからだと思っています。まだ去年の10月ぐらいからスタートしたものですので、しっかりと分析をしながらその効果検証して、商工会とともに町民の皆さんが地域の中で買物に何とか動いていくというような変容ができていくのであれば、それは応援していくべきだろうと思ってます。あまり効果がないなということであればやり方を考えなければならないと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。真壁議員から御質問のあった確認書の件で

すが、2パターンありまして、税務課のほうから確認書を送って何もしなくてもいい方というのは、税務課のほうで振込口座が確認できるもの、マイナンバーで公金口座の登録をされた方がいらっしゃると思いますが、そのデータと、あと住民税だとか固定資産税のほうで振替口座のデータを税務課が持っております。その口座が分かる方についてはもう税務課のほうから送る確認書だけで終わります。

それ以外の振込口座が分からない方については、確認書に口座番号だとか本人確認の書類をつけてもらって税務課のほうに返送してもらいます。その方については返信用封筒を入れてお返しいただくように案内をするようにしております。

それから、低所得者支援なんですけど、すみません、私のほうで持っている国が作った資料では、令和6年度中の場合には令和6年度住民税情報を基に、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税となる世帯に1世帯当たり10万円給付という資料が今ここにありますので、そちらが低所得者の支援になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長です。ちょっと補足させていただくと、低所得者の支援としましては令和5年に3万円給付、また1月に7万円を追加を非課税世帯にしておりますし、南部町ですけれども、2月に均等割だけの世帯に10万円、また、その非課税世帯と均等割世帯に子供さんがおられるときには1人当たり5万円支給しております。また、6年度に関してもその5年度給付されてない、新たに6年度非課税世帯、均等割世帯になられた方に対しては10万円新たに、新たというか、もらわれておりませんので、また10万円の給付を予定しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、定額減税のところから。仕組みは分かりました。何らかの形で返さないといけない人にはちゃんと返信用の封筒が入っていくということで分かるんだということですね。その確認です。

それと、先ほど所長が答えてくださった低所得者対策ではどういう対応をしたのかということになるわけですね。うちに電話よくかかってくるのは、今、所得減税をしてるんだけど、この対応については所得税を払っていない人も対象になるのかと、こういう問合せもあるわけなんです。それについて言えば、低所得者についてはもう既に対策は打っているんだと、このことによってお金が入ることありません。対象にならなかった人があるかもしれないけれども、その人には行くけども、行かないんだということですね。その解釈でいいのか。中には来るんじゃない

いかって待ってる方もいらっしゃるんです。そうではないんだってということですね。その確認をしたかったのです。それでよろしいでしょうかということです。

次、町長、20年を祝うことは大事だし、一緒に祝いたいと思うのですが、この合併後の20年って言って合併の課題もあるわけですね。紙ベースに残すけれども、歩みを書くだけで全住民に配らない、その意図がちょっとよく分らん。一体何のために作るんかと思うんですよ。

それと、もう一つは、大事なことは、合併20年してきていまだに地域格差があると言われて
いる問題に対して、私は町長がやっぱりそのことに対して返していかないとけないと思うんですよ。祝うと同時にまだまだ課題はあるけれども、こういうふう to 克服したいと、こういうふうなことが考えられませんか。せっかくの機会です。そこで住民に出すとすればそのようなことが、町長の目が届くようなことにお金使ってほしいと思うのですが、いかがでしょうかということです。

たすか一どについてはあと議員が質問すると思うので、ここまでにしておきたいと思います。
いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。町史について町民に、全員に配るというやり方が本当にいいかどうかっていったところは課題があると思ってます。それはなぜかといえ、今こうやって紙ベースをなくすというような取組をしているこの社会の中で、その冊子をどんどん作って区長を通じて各家に配るようなことではなくて、もう少し丁寧なやり方をしたいと思ってます。もちろん紙が欲しいんだといった皆さんにはそのような対応も必要ではないかと思ってます。ざっと今、数としてまとめる考えとしてはそうです。デジタルで使いたいという方が多ければそのような対応もできるとおもっています。

それから、町の中の格差という話が出ました。いろいろなところで格差というのは、住んでおられる方にとっていろいろなことがあると思ってます。これを全部解消して、地理的な格差であったり、例えば医療の格差というものを病院までの距離であったり、そういうことを格差と呼ぶのかどうか、病院に行く機会であったり、機会は均等でなければなりませんけれども、距離的なものであったり、それはできるだけ皆さんに便宜を図るために今の公共交通のバス停の数を3倍以上にしていまいりました。これを職員には5倍にしろという具合に言っています。できるだけ地域の中で班単位ぐらいのところでは皆さんが暮らしに公共交通を使いながら、町内の先ほどから出てますような買物であったり、それから医療であったり、そういうものにアクセスできるような環境は今後とも十分につくっていかなくちゃならないと思っています。使うことによって大事

な社会的な、公共的な大事な資産を次の世代にきちんと引き継いでいく、これが一番大きな20年の課題だろうと思っています。皆さんとこういうところについては共有したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長です。真壁議員の質問にお答えします。

南部町で1月、2月に国の給付金に関しての給付金を非課税世帯、均等割世帯にお配りしましたが、それが一体となっておりまして、新たに給付をすることはございません。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第47号、財産の処分について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 財産の処分について、町長にお聞きしておきます。

今回、工業団地にするという目的で土地を売却するということです。土地を売却するということになれば、これは全員協議会でもほかの議員からも出ていたんですけども、例えば民間の土地になった場合、その民間の事業者が仕事を終えた場合とか、やむなく終えなければならない場合とかについたときに、その土地がどのように、いわゆる転売されたりする可能性もあるわけですよ。転売そのものは民間の事業だから歯止めかけられないにしても、町とすれば今、南部町でも一番起こっているのが産廃の問題ですよ。土地を民間業者が持ってるの、大変なことになってるっていうの、今もあるんですけども、そういうことを防ぐための何らかの措置というのは必要だと思いませんか、町長。いいけれども、公有地を、目的を工場として使っていくと、それはいいんですが、その後、例えば転売するとき等もいわゆる産廃業者とか、こちら側がなかなか管理できないようなところについてはやっぱり歯止めをかけておく必要があるのではないかなと思うのですが、その点についてどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。どうも、職員に聞きますけど、その条項があるかどうか自体も今、分からないようです。これから売買までに時間がありますんで、工業団地の条項にはどうなのか等も含めながら、これまでもたくさんの工業誘致をしてきましたので、それと同じようなことを基本的には考えていきたいと思っています。契約上の条項については今ここで明確に申し上げることはできません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、地理上、今までの工業団地とはちょっと違うと思っている

んですよ。言ってみれば周りが山に囲まれているわけですよね。旧会見地区見るとよく分かるんですよ、どういうところに産廃業者がいたかっていうのね。そういう意味でいえば、町が残念ながら、県もなかなかそういう指導要綱できていないので、本当、一義的には県に求めないといけないと思うんですけども、町も自衛手段として持っておく必要があると思いますので……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、分かりました。分かるので、これまでの企業誘致を見てするだけではなくって、そういう問題があるという立場で臨んでほしいと思うのですが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、要求はできませんので。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。と思うのですが、どうですか。そういう立場で臨むべきではないか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。町民にリスクを負わせるような未来があってはなりませんので、その点にも職員と十分に検討しながら内容を吟味したいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

10日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時13分散会
